

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを意識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険法による国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による特定個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

東京都台東区長

公表日

令和7年10月8日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
	台東区における国民健康保険に関する事務は、下記の資格事務、賦課事務、給付事務、収納管理事務に分かれ事務を行っている。 1 資格事務 (1)被保険者にかかる申請書等の受理、審査、応答に関する事務 区内に住所を有する者(住民基本台帳法(以下「住基法」という。))により登録されている外国人も含む。ただし、一部の在留資格の者は除く。)で、国民健康保険法(以下「国保法」という。)第6条及び、同施行規則第1条の適用除外に該当しない者は、すべて被保険者となる資格を取得するため、以下の届出に関する事務を行う。 ①被保険者の資格取得・喪失届 一般被保険者及び退職被保険者による資格の取得・喪失届の受理、審査、応答を行う。 ②病院等に入院、入院中、入居中の者に関する届出 被保険者による、住所地を他の区市町村にもつ病院、療養所、児童福祉施設等に入院、入所、又は学校に就学したことの届出を受理、審査、応答を行う。 ③被保険者の世帯変更の届出 住基法第2条から第25条の規定に基づき、被保険者が、世帯変更を、その資格を証する一定事項を付記して届出た場合、国保法上の届出があったものとみなし、受理、審査、応答を行う。 ④世帯主変更の届出 (ア)住基法上と国保法上の世帯主が一致する場合 住基法第22条から第25条の規定に基づき、被保険者が、世帯主の変更を、その資格を証する一定事項を付記して届出た場合、国保法上の届出があったものとみなし、受理、審査、応答を行う。 (イ)住基法上の世帯主を国保法上でのみ変更する場合 擬制世帯における国保法上の世帯主の変更に関する届出の受理、審査、応答を行う。 ⑤特例対象被保険者等の届出 被保険者で、65歳未満の雇用保険の特定受給資格者、または特定理由離職者になった者の、非自発的失業者の保険料軽減措置に関する届出に対し、受理、審査、応答するもの。 ⑥転送に関する届出 やむを得ない理由により、実際の居住地に住民票の異動ができないものに対し、国保の発送すべき書類一式の転送に関する届出の受理、審査、応答を行う。 ⑦住登外に関する届出 やむを得ない理由により、実際は当区内に居住しているにも関わらず、住民票の異動ができないものに対し、国保資格の取得・喪失に関する届出の受理、審査、応答を行う。 (2)高齢受給者証に関する事務(一部負担金の算定) 前年(4月から7月については前々年)の課税所得金額で負担区分判定処理をする。現役並み所得者については、収入額が判定額以内であった場合、基準収入額適用申請の受理、審査、応答を行う。 2 賦課事務 (1)保険料の計算及び賦課 台東区税務課もしくは他区市町村から入手した課税資料または前項1に記す資格に関する情報を基に、各世帯の保険料を計算し、世帯主に賦課する。 (2)保険料の減免申請の受領 被保険者である者のうち、被災した者、被用者保険の被扶養者であった者、介護保険法施行法第11条の適用を受ける者、その他特別の事情に該当した者などに対して、世帯主の申請に基づき、保険料の全又は一部の減免を行う。

②事務の内容	3 給付事務 (1)保健医療機関等から提出される診療報酬明細書等により療養の給付に関する費用等を支払う。 (2)災害等により生活が著しく困難となった場合において、その者の申請に基づき、一部負担金の減免、免除の決定を行う。 (3)各種申請(療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・出産育児一時金・葬祭費)を受付し、その決定、及び支給・貸付を行う。 (4)交付申請に基づき、限度額適用認定証を交付する。 (5)交付申請に基づき、特定疾病療養受領証を交付する。 (6)第三者の行為による被保険者の傷病に対し保険給付を行った場合には、その給付の価額の限度において、第三者に対して損害賠償請求を行う。 (7)資格喪失後受診による不当利得の返還を請求する。 4 収納管理事務 (1)収納管理 東京都台東区国民健康保険条例に基づき賦課・更正された国民健康保険料の収納情報を管理する。 ・賦課情報の入手、国民健康保険料の賦課・更正情報を各システムから入手する。 ・収納(納付(納入)済み通知書)情報の登録、指定金融機関がとりまとめた住民等が納付、納入した情報を、指定金融機関へデータ化を委託し、データ化したファイルを国民健康保険システムに一括登録する。 (2)訪問徴収 滞納管理システムの情報を利用し、対象者宅へ訪問徴収を行う。 (3)納付相談 滞納者と納付相談を行い、分割納付を受け付けたり納付の猶予を行う。 (4)口座振替情報登録 住民から申請された口座振替の登録・変更・取消に関する情報を管理する。 (5)過誤納付 過納付若しくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を印刷し、住民等に通知する。住民等から取得した還付請求書の情報を国民健康保険システムに登録し、指定された口座に振り込みを行う。 (6)収納額確認票 確定申告等の際に社会保険料控除の対象となる国民健康保険料支払額を記載した収納額確認票を発行する。 (7)督促 国民健康保険法に基づき、納期限までに完納しなかった対象者を抽出し、督促状を印刷する。印刷した督促状を封入封緘委託事業者に提供し、封入封緘等を行い、住民等に督促状を送付する。 (8)催告 滞納者の未納額等の情報を抽出し、催告書を印字、発送する。また、電話による催告を行う。 (9)特別療養費の支給の適用に関する事務 一定以上の滞納がある世帯には、弁明通知書、交付予告を送付する。それでも相談等に応じない場合には、特別療養費の支給に係る事前通知書の交付により特別療養費の支給の適用を行う。特別療養費の支給の適用を受けた世帯について、滞納額の著しい減少等があった場合には、療養の給付等に係る事前通知書の交付により特別療養費の支給の適用を解除する。 5 オンライン資格確認に関する業務 (1)医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 (2)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	1 資格管理機能 国民健康保険資格の取得、喪失等被保険者情報を適正に管理する。 2 賦課管理機能 資格管理情報及び所得情報から保険料を賦課し、納入通知書を発行する。 3 給付管理機能 医療給付情報の把握、管理機能及び各種認定証の発行を行う。 4 収納管理機能 保険料の収納状況を管理し、還付、充当を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム2	
①システムの名称	市内連携システム
②システムの機能	情報連携機能 ①市内連携機能: 住民情報、住登外情報、特定個人情報について業務システムとの連携を行う。 ②中間サーバー連携機能(副本登録): 各システムで抽出した特定個人情報を、中間サーバーに連携する。(中継機能) 情報照会機能 ①情報照会機能: 業務システムから「他団体への情報照会依頼」を受信する。また、中間サーバーから受信した「他団体からの情報提供内容」を業務システムに連携する。 ②中間サーバー連携機能(情報照会): 業務システムから受信した「他団体からの情報提供内容」を、中間サーバーに連携する。また、中間サーバーから「他団体からの情報提供内容」を取得する。 特定個人情報登録機能 ①特定個人情報登録機能: 特定個人情報を画面入力あるいはバッチ処理により基盤DBへ登録する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢、学務、保健、住宅、高齢、障害、滞納管理、児童保育、児童手当、児童扶養手当、生活保護、児童相談支援、災害時避難行動要支援者の各システム)

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。必要に応じて保管されたアクセス記録を検索、抽出、出力、不開示設定や過誤事由の更新を行い、保管期間の過ぎたアクセス記録を削除する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会内容、情報提供内容、符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び符号や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員を認証し、操作者を一意に特定する。職員に付与された権限に基づき、システム機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 中間サーバー・ソフトウェアで提供するパッチの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバー・ソフトウェアの稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①団体内統合宛名番号採番機能:業務システムからの要求に応じて団体内統合宛名番号を採番し、業務システム及び中間サーバーに返却する。 ②番号管理情報更新機能:住民情報、住登外情報が更新された際に、団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番号(各業務システム)のひも付け情報を更新する。 ③中間サーバー連携機能:中間サーバー、または中間サーバー接続端末からの要求に応じて、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を返却する。 ④団体内統合宛名番号の変更機能(名寄せ機能):個人番号が同一で複数の団体内統合宛名番号が付番されていた場合の団体内統合宛名番号の変更を行う。 ⑤住民情報参照、住登外情報登録・参照機能:住民情報、住登外情報の参照及び住登外情報の登録を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (中間サーバー)

システム5		
①システムの名称	滞納管理システム	
②システムの機能	①滞納者管理機能 個人情報、世帯構成情報及び関連者情報の参照、納付履歴の参照、交渉記録の参照及び記録、納付書作成等を行う。 ②催告・訪問管理機能 経過実績管理、スケジュール管理、未折衝者一覧、各種催告書作成、電話催告対象データ作成を行う。 ③分割納付機能 分割納付情報、履行管理、分納用紙納付書作成、不履行者通知作成等を行う。 ④実態調査機能 照会文書作成、回答文書作成、実態調査情報(財産)管理等を行う。 ⑤滞納処分管理機能 差押・参加差押処理、交付要求、換価・充当処理・繰上徴収等を行う。 ⑥不能欠損処分処理機能 時効管理、総括表作成、庁内連携システムへのデータ提供等を行う。 ⑦統計資料作成機能 各種統計資料の作成を行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()	
システム6		
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	
②システムの機能	1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 *ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (国民健康保険システム)	

システム7									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[] 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[] 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr> <tr> <td>[] その他 (</td><td>)</td></tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、滞納整理情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表 項番69、70、71 【情報提供の根拠】 命令第2条の表 項番2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 国民健康保険課、区民部 収納課
②所属長の役職名	国民健康保険課長、収納課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険システムに情報が記録されている者
その必要性	個人を正確に特定し、適正な国民健康保険事務を行うため
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するため。 ・5情報、その他住民票関係情報:対象者の居住地、世帯情報を把握するため。 ・連絡先:本人への連絡などに使用するため。 ・地方税関係情報:負担区分を判定するため。 ・国民健康保険料関係情報:対象者の実態を把握するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康部 国民健康保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民サービス課、税務課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 厚生労働省 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 東京都国民健康保険団体連合会、医療保険者 ）
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [☒] 専用線 [☐] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		国民健康保険資格情報の適切な管理、国民健康保険料の適正な賦課・収納管理及び国民健康保険被保険者への適正な給付を行うため。
④使用の主体	使用部署	国民健康保険課、戸籍住民サービス課、区民事務所及び分室
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・国民健康保険の取得、喪失等資格状況を管理する。 ・限度額適用認定証などの各証の発行を行う。 ・基準収入額適用申請等の受付、窓口負担割合、限度額の判定を行う。 ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認を行う。 ・国民健康保険料の賦課、納付額通知書の作成を行う。 ・保険料の減額、免除判定を行う。 ・保健医療機関等から提出される診療報酬明細書等により療養の給付に関する費用等の支払いを行う。 ・各種申請(療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・出産育児一時金・葬祭費)を受付し、その決定、及び支給・貸付を行う。 ・情報提供ネットワークシステムから公金受取口座情報を取得し、対象者と口座情報を特定し、保険料の還付及び各種申請の給付事務を行う。
	情報の突合	本人から届出された氏名、住所、生年月日、性別と、本区に登録されている氏名、住所、生年月日、性別で検索し、突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託事項1	
国民健康保険業務委託	
①委託内容	
国保資格の得喪に係る異動届出書確認・修正、税・所得照会文書発送、端末入力業務及び整理保管業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
キャリアリンク株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託しない	
①再委託の許諾方法	
⑥再委託事項	
システム保守委託	
①委託内容	
システム保守作業	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託する	
やむを得ず再委託する必要がある時は、委託先は予め以下の内容を記載した書面を本区に提出することにより、再委託を許諾する。 ・再委託の理由 ・再委託先の選定理由 ・再委託先に対する業務の管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 ・その他、委託先が指定する事項	
⑥再委託事項	
システム保守	
委託事項3	
資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	
・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
東京都国民健康保険団体連合会	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/など。	
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		東京都国保連合会 (東京都国保連合会は、国保中央会に再委託する)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	
委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		支払基金	

再委託	④再委託の有無 ※	再委託する 再委託する 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)
	委託事項6	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する 再委託する 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (28) 件 ☒ 移転を行っている (7) 件 ☐ 行っていない
提供先1	別表 提供先一覧に記載
①法令上の根拠	別表 提供先一覧に記載
②提供先における用途	別表 提供先一覧に記載
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☒ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	台東区国民健康保険被保険者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先1	国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者療養給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☒ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先2	介護保険課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先3	保護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

移転先4	高齢福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先5	福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先6	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先7	保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条
②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る)の支給に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜ガバメントクラウド(※)における措置＞

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
(※)ガバメントクラウド 地方公共団体における国仕様準拠の情報システム等も利用可能な国調達のクラウドサービス

＜当区の運用における措置＞

- ・ガバメントクラウド以外の環境のシステムについては、データセンターに設置するサーバに保管を行っている。

※データセンターは事前に申請のうえ入館を行う形式となっており、入館時も本人確認、パスワードと静脈による生体認証で入退室管理が行われている。また、施設内に監視カメラ等セキュリティ装置が設置されている。

- ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。
- ・紙媒体については施錠可能な書庫により保管する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
- ・日本国内でデータを保管している。

・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

—

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険システムに情報が記録されている者
その必要性	国民健康保険料の滞納状況を管理するため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (国民健康保険料関係情報)
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するため。 ・5情報、その他住民票関係情報: 対象者の居住地、世帯情報を把握するため。 ・連絡先: 本人への連絡などに使用するため。 ・国民健康保険料関係情報: 対象者の実態を把握するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康部 国民健康保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		国民健康保険料の適正な滞納管理を行う。
④使用の主体	使用部署	国民健康保険課、収納課
	使用者数	50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		○個人情報の管理 ・対象者個人の特定に必要な情報管理を行う。 ○家族情報の管理 ・世帯単位での滞納把握に必要な情報管理を行う。 ○賦課収納情報の管理 ・調定額、収納額及び滞納額の管理に必要な情報管理を行う。 ○交渉経過情報の管理 ・対象者との交渉内容情報の管理を行う。 ○処分情報の管理 ・財産、行政処分情報の管理を行う。 ○分納情報の管理 ・分納誓約情報の管理を行う。
	情報の突合	賦課、収納情報と突合して滞納有無の確認を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する] 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		システム保守管理	
①委託内容		システムの保守作業	
②委託先における取扱者数		10人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		北日本コンピューターサービス株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		提供を行っている () 件 移転を行っている () 件 [○] 行っていない	
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
⑥提供方法		情報提供ネットワークシステム 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()	
⑦時期・頻度		照会を受けた都度	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・データセンターに設置するサーバに保管を行っている。 ※データセンターは事前に申請のうえ入館を行う形式となっており、入館時も本人確認、パスワードと静脈による生体認証で入退室管理が行われている。また、施設内に監視カメラ等セキュリティ装置が設置されている。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。 ・紙媒体については施錠可能な書庫により保管する。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添1のとおり

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 区民からの申請情報の入手は、東京都台東区住民基本台帳事務における本人確認に関する要綱に準じて本人確認を実施している。 国保連合会（国保総合PC）からの情報入手にあたっては、入手元が国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック（*）が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 *：ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で予め定められた仕様に基づき取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。また、情報を入手するための帳票は、国民健康保険法等法令により定められた帳票様式を使用しているため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 国保連合会（国保総合PC）からの情報入手にあたっては、入手元が国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース（*）によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 *：ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合（国保集約）システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合（国保集約）システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目（法令等で定められた範囲）でないと、国保連合会の国保総合（国保集約）システムからデータ配信ができないしくみになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 二要素認証により利用できる職員を限定している。また、利用できる業務・システムの権限を設定し、不適切な方法での入手は行わない。 ・入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置 受付の際は、個人番号カード又は通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置 窓口で本人または代理人が来庁する場合は、職員が直接申請書等を受領する。 郵送の場合は、担当部署の所在地及び宛先を印字した専用封筒を使用するよう促す。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<台東区における措置> 宛名システムにおいては、個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務主管課がシステムを参照する場合、個人番号を非表示とする。 国民健康保険システムには、国民健康保険事務に関係のない情報を保有しない。 職員ごとに権限設定を行い、職員の事務処理に必要な情報のみ参照できるよう制御している。 <国保総合PCにおける措置> 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用業務以外でデータが抽出されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないか点検される。 *:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<台東区における措置> 職員一人一人が二要素認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 システムが利用できる端末を、システムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施する。 業務の担当者が異動した場合は、情報システム課の担当者が権限を変更または削除する。 <国保総合PCにおける措置> 国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることへのリスクを軽減している。 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 業務目的以外にファイルを利用してはならないことを研修により指導する。 情報参照履歴を管理し、業務外の利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を防止する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 ファイルの不必要な複製、送付および送信を行ってはならないことを研修により指導する。作業上、やむを得ず特定個人情報を持ち出さなければならない事態が生じたときは、事前に申請を行い情報管理部門の承認を得るものとする。 <国保総合PCにおける措置> 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用業務以外でデータが抽出等されることはない。 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 *:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報及び機密情報の取扱いについて、以下の事項を遵守するよう規定している。 ① 契約の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。 ② 特定個人情報保護管理に関する社内規定を委託者に提出しなければならない。当該規定を変更する場合も同様とする。 ③ 従業者に対して特定個人情報保護に関する監督・教育を行わなければならない。 ④ 電算処理施設、処理日程及び特定個人情報の取扱者を通知しなければならない。 ⑤ 第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。 ⑥ 特定個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。 ⑦ 特定個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。委託者の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該特定個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。 ⑧ 特定個人情報の授受に従事する者をあらかじめ定め、その引渡しは、委託者が指定した日時、場所において行わなければならない。また、受託者は、引渡しの際に預かり証を委託者に提出しなければならない。 ⑨ 特定個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。 ⑩ 特定個人情報へのアクセス制限等、データ保護に関する措置を講じなければならない。 ⑪ 契約を終了したとき又は委託者が請求したときは、その保有する特定個人情報について、直ちに委託者の指定した方法により、廃棄、返還又は消去しなければならない。 ⑫ 特定個人情報を搬送する必要がある場合は、記録された電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、事故防止措置を講じたうえ搬送しなければならない。 ⑬ 特定個人情報をこの契約によって定める場所以外の場所に持ち出してはならない。 ⑭ 特定個人情報を取り扱う業務の管理体制・実施体制・個人情報の管理状況について、契約締結後速やかに委託者の指定する様式により報告を行うものとする。また、契約期間が複数年に渡る場合、少なくとも年1回以上、委託者に報告を行うものとする。 ⑮ 特定個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して契約内容の遵守状況等の必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。また委託者・受託者とも、再委託による再委託先のこの契約の遵守状況について監視し、随時に立入検査又は調査をし、再委託先に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えなければならない。 ⑯ 特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。 ⑰ 外国法により、この契約の履行に伴い管理する特定個人情報について、当該外国の捜査機関等に開示する必要がある場合には、速やかにその旨を報告しなければならない。 ⑱ 業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議するものとする。 ⑲ ①から⑱に違反し委託者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<選択肢> [十分にしている] 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先は、再委託先名、再委託内容及び再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等を記載した書面を台東区に提出し、台東区の承諾を受けなければならない。 ・情報の保管及び管理等に関する特記事項については、委託先と同様に、再委託先においても遵守するものとし、委託先は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びIEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、承諾を得ること。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、承諾を得ること。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜国保連合会における措置＞

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
 - ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 - ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 - ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
 - ・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
 - ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
 - ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
 - ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。
 - ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
 - ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。
- <取りまとめ機関における措置>
- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない

☐ 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・個人番号利用事務主管課は、国民健康保険に関する特定個人情報の連携、閲覧を開始するにあたっては、あらかじめ国民健康保険課に申請し、承認を得なければならない。 ・個人番号利用事務主管課は、番号法その他法令等の規定に基づき、適正に特定個人情報を扱わなければならない。		
その他の措置の内容	庁内連携システムを介して移転する場合には、移転先業務システム毎に異なるID、パスワードにて特定個人情報へのアクセス制御を行い、移転先業務システムを予め指定することで連携ルートを固定化する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

☐ 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	＜台東区における措置＞ ①庁内連携システムを介した情報照会による特定個人情報の入手は、各業務システム-庁内連携システム間の自動連携に限定しているため、職員が目的外の入手を行うことはない。 ②各業務システム-庁内連携システム間の自動連携では接続システムの認証やシステム毎に異なる通信規則の定義を行い、接続を承認されているシステムのみが接続可能となっている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
---------------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

＜選択肢＞

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	＜台東区における措置＞ ①特定個人情報の提供は、原則、各業務システム間の自動連携に限定しているため、職員が不正な提供を行うことを防止している。 ②各業務システム間の自動連携では接続システムの認証やシステム毎に異なる通信規則の定義を行い、接続を承認されているシステムのみが接続可能となっている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報の提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
---------------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

＜選択肢＞

2) 十分である

3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
----------------	--------------	--

[十分にやっている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
--------------	--

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
---	-----------------	--

[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
----------	------------------	---------

＜選択肢＞

1) 発生あり

2) 発生なし

1) 発生あり 2) 発生なし

2) 発生なし

その内容	
------	--

再発防止策の内容	
----------	--

その他の措置の内容	【ガバメントクラウドにおける措置】 1. 物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 2. 技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.0版】」(令和6年4月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 【当区に置ける措置】 1. 物理的対策 ①各端末機から、外部媒体に個人情報を移動できない仕組みになっている。また、同端末機のローカルに個人情報を保存できない仕組みになっている。 ②新耐震基準に基づいたデータセンター内にサーバ室を設置している。 ③データセンターは、事前に申請のうえ入館を許可する形式となっており、入館時も本人確認を行っている。サーバ室への入退室では、ICカードと生体による認証が行われている。また、監視カメラ等セキュリティ装置による不正侵入対策や不正入退室対策や不正持込・持出防止対策を行っている。 ④災害等の急な停電によるデータの消失を防ぐために、非常発電装置を導入している。 ⑤特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫やキャビネットに保管している。 2. 技術的対策 ①情報提供にあたっては、システムで作成した特定個人情報が、庁内連携システムに誤った状態で作成されることがないことを、検証工程で十分に確認している。 ②ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ③アンチウイルスソフトを導入している。 ④日次でバックアップファイルを取得している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 —	

8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	課および担当ごとにマニュアルを作成し、転入・新任職員に研修を行っている。 委託業者に対しては、「電算処理の特定個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守することを義務付けている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	庁内連携システムからの宛名情報、賦課・収納情報の入手は、予め定められた仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	職員の操作権限の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	職員一人一人が二要素認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 システムが利用できる端末を、システムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施する。 業務の担当者が異動した場合は、情報システム課の担当者が権限を変更または削除する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 業務目的以外にファイルを利用してはならないことを研修により指導する。 情報参照履歴を管理し、業務外の利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を防止する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 ファイルの不必要な複製、送付および送信を行ってはならないことを研修により指導する。 作業上、やむを得ず特定個人情報を持ち出さなければならない事態が生じたときは、事前に申請を行い情報管理部門の承認を得るものとする。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	特定個人情報及び機密情報の取扱いについて、以下の事項を遵守するよう規定している。 ① 契約の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。 ② 特定個人情報保護管理に関する社内規定を委託者に提出しなければならない。当該規定を変更する場合も同様とする。 ③ 従業者に対して特定個人情報保護に関する監督・教育を行わなければならない。 ④ 電算処理施設、処理日程及び特定個人情報の取扱者を通知しなければならない。 ⑤ 第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。 ⑥ 特定個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。 ⑦ 特定個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。委託者の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該特定個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。 ⑧ 特定個人情報の授受に従事する者をあらかじめ定め、その引渡しは、委託者が指定した日時、場所において行わなければならない。また、受託者は、引渡しの際に預かり証を委託者に提出しなければならない。 ⑨ 特定個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。 ⑩ 特定個人情報へのアクセス制限等、データ保護に関する措置を講じなければならない。 ⑪ 契約を終了したとき又は委託者が請求したときは、その保有する特定個人情報について、直ちに委託者の指定した方法により、廃棄、返還又は消去しなければならない。 ⑫ 特定個人情報を搬送する必要がある場合は、記録された電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、事故防止措置を講じたうえ搬送しなければならない。 ⑬ 特定個人情報をこの契約によって定める場所以外の場所に持ち出してはならない。 ⑭ 特定個人情報を取り扱う業務の管理体制・実施体制・個人情報の管理状況について、契約締結後速やかに委託者の指定する様式により報告を行うものとする。また、契約期間が複数年に渡る場合、少なくとも年1回以上、委託者に報告を行うものとする。 ⑮ 特定個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して契約内容の遵守状況等の必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。また委託者・受託者とも、再委託による再委託先のこの契約の遵守状況について監視し、随時に立入検査又は調査をし、再委託先に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えなければならない。 ⑯ 特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。 ⑰ 外国法により、この契約の履行に伴い管理する特定個人情報について、当該外国の捜査機関等に開示する必要が生じた場合には、速やかにその旨を報告しなければならない。 ⑱ 業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議するものとする。 ⑲ ①から⑱に違反し委託者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・委託先は、再委託先名、再委託内容及び再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等を記載した書面を台東区に提出し、台東区の承諾を受けなければならない。 ・情報の保管及び管理等に関する特記事項については、委託先と同様に、再委託先においても遵守するものとし、委託先は、再委託先がこれを遵守することに一切の責任を負う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分な	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
8. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	課および担当ごとにマニュアルを作成し、転入・新任職員に研修を行っている。 委託業者に対しては、「電算処理の特定個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守することを義務付けている。	
10. その他のリスク対策		
—		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	台東区 総務部総務課文書係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055
②請求方法	台東区役所区政情報コーナーにおいて、本人又は代理人が請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	台東区 健康部国民健康保険課 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1251
②対応方法	電話・手紙での受付を行う。情報漏えい等の重要な事項については受付票に記録し、関係部署に報告を行う。また、速やかに事実確認を行い対応する。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年8月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

[illegible]